

No.	契約に係る役務の名称	数量	契約日	契約の内容	契約の相手方	契約金額 (税込)(円)	発注課		随意契約とした理由	根拠法令	備考
							所管課	連絡先(直通)	契約の相手方とした理由		
1	統一地方選挙における学校園施設安全管理補助業務	一式	R5. 4. 1	投票所及び開票所において、校門及び投票所の開閉、校内の巡回を行うもの。	公益社団法人堺市シルバー人材センター	1,602,514	選挙管理委員会事務局	228-7875	高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合又は同条第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在地が堺市内にあるもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	
2	堺市長選挙コロナ対策物品整理業務	一式	R5. 4. 13	各投票所に配布するコロナ対策物品について、定められた数量をコンテナボックスに収納するもの。	公益社団法人堺市シルバー人材センター	105,035	選挙管理委員会事務局	228-7875	高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合又は同条第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在地が堺市内にあるもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	
3	堺市長選挙用物品点検業務	一式	R5. 4. 25	投票所で使用する備品の点検及び数の確認並びに車いすの数の確認を行うもの。	公益社団法人堺市シルバー人材センター	60,606	選挙管理委員会事務局	228-7875	高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合又は同条第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在地が堺市内にあるもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	
4	堺市長選挙用物品(車椅子)点検業務	一式	R5. 5. 16	投票所で使用する車いすにつき、点検を行うもの。	公益社団法人堺市シルバー人材センター	120,047	選挙管理委員会事務局	228-7875	高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合又は同条第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在地が堺市内にあるもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	
5	堺市長選挙における学校園施設安全管理補助業務	一式	R5. 5. 30	投票所及び開票所において、校門及び投票所の開閉、校内の巡回を行うもの。	公益社団法人堺市シルバー人材センター	1,630,621	選挙管理委員会事務局	228-7875	高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合又は同条第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在地が堺市内にあるもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	
6	選挙用物品事後点検業務	一式	R5. 10. 13	投票所で使用した備品の点検及び数の確認を行うもの。	公益社団法人堺市シルバー人材センター	509,324	選挙管理委員会事務局	228-7875	高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合又は同条第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在地が堺市内にあるもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	